

多摩市市制施行50周年記念ロゴマークに関する取扱要領

第1条 趣旨

多摩市市制施行50周年記念ロゴマークは、市制施行50周年という大きな節目を、全市をあげて祝うとともに、歴史や文化、市民が築き上げてきた功績を見つめ直し、将来の明るいまちづくりのために、このまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに深める機会とすることを目的に作成したものです。本趣旨に沿うものであれば、基本的にどなたでも使用することができます。

第2条 使用する際の手続き

1 ロゴマークを使用する際は多摩市役所企画政策部企画課に「多摩市市制施行50周年記念ロゴマーク使用届出書」を提出してください。なお市と共催で行う事業・市の後援を受けている事業及び多摩市市制施行50周年記念市民提案事業として認められた事業は、届出は不要です。ただし、営利目的で使用する場合は、市の後援・共催を受けているに関わらず届出を提出していただく必要があります。

2 前項の届出は、次のいずれかの方法で多摩市役所企画政策部企画課に提出してください。

- (1) 直接持参（持参先：多摩市役所本庁舎3階 企画課）
- (2) 郵送（送付先：〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市役所企画政策部企画課）
- (3) ファクシミリ（送付先：042-337-7658）
- (4) メール（送付先：tm032000@city.tama.tokyo.jp）
- (5) 電子申請（URLを記載する）

3 届出の提出後、申請者は表1のような多摩市市制施行50周年記念ロゴマークデータを無料で使用することができます。なおロゴマークを使用する際に、マークの一部変形等の加工及び指定色以外の使用は禁止します。

4 多摩市市制施行50周年記念ロゴマークは、申請書の提出があっても次の要件に該当するものは使用できません。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれがあるもの。

- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用するおそれがあるもの。
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがあるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多摩市長が不相当と認めるもの。

第3条 使用期間

多摩市市制施行50周年記念ロゴマークを使用できる期間は、多摩市企画政策部企画課が届出を受理した日から令和4年8月31日までとします。

第4条 責任の制限

多摩市市制施行50周年記念ロゴマークの使用によって使用者に損害が生じた場合、および第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わないものとします。

第5条 権利の帰属

多摩市市制施行50周年記念ロゴマークの一切の権利は、多摩市に帰属します。

第6条 個人情報取扱い

1 本取扱要領に基づき収集した個人情報については、多摩市市制施行50周年記念ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途では使用しないものとします。

2 多摩市市制施行50周年記念ロゴマークの使用で申請のあった個人の氏名または法人・団体の名称については、多摩市市制施行50周年記念事業の報告の中で公表する場合があります。申請の届出があり、特段の申し出がない場合には、この取扱いに同意したものとみなします。

表1

<p>●カラー版</p>  <p>くらし・たのし・たまし</p>	<p>●単色版</p>  <p>くらし・たのし・たまし</p>
<p>●青版</p>  <p>くらし・たのし・たまし</p>	<p>●グレースケール版</p>  <p>くらし・たのし・たまし</p>
<p>●割り出し図</p>  <p>くらし・たのし・たまし</p>	<p>多摩市市制施行50周年記念ロゴマークを楽しく活用して多摩市市制施行50周年を盛り上げていきましょう！</p>

